The Hashimoto Chamber of Commerce & Industry
商工はしもと
令和３年７月号
＜発行者＞
橋本商工会議所
〒648-0073
橋本市市脇 1-3-18
TEL.32-0004/FAX.33-3326
URL:https//www.hashimoto-cci.or.jp

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金について――

経済産業省では、二〇二一年の四月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が五〇％以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めます。そのため、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとなります。

【給付対象】

▼対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

▼二〇二一年の月間売上が、二〇一九年又は二〇二〇年の同月比で五〇％以上減少していること

【給付額】

▼二〇一九年又は二〇二〇年の基準月の売上―二〇二一年の対象月の売上

「中小法人等」

上限二〇万円／月。

「個人事業者等」

上限一〇万円／月。

【対象月】

対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、二〇一九年又は二〇二〇年の同月比で、売上が五〇％以上減少した二〇二一年の月

【基準月】

二〇一九年又は二〇二〇年における対象月と同じ月

【申請受付期間】

四月・五月分は、二〇二一年六月十六日～八月十五日。

六月分は、二〇二一年七月一日～八月三十一日。

【申請手続き】

初めて月次支援金を申請するには、支援金ホームページにて申請ＩＤを発行し、登録確認機関において事前確認を受ける必要があります。

その上で、基本情報を入力の上、必要書類を添付して、申請します。

なお、同措置が複数月に及ぶ場合や新たに同措置が実施されて対象月が増えた場合などは、それぞれの月において、売上が五〇％以上減少し、必要な要件を満たせば、申請を行うことが出来ます。（一つの対象月につき、申請・受給は一回のみ。）

【事前確認の概要】

不正受給や誤って受給してしまうことのないよう、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。具体的には、「登録確認機関」が形式的な確認を行います。

なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。

また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

※橋本商工会議所では、登録確認機関として登録されており、会員様限定で事前確認を実施しております。

給付対象になるかどうかについては、支援金事務局にて判断し、決定致します。橋本商工会議所で、給付対象になるかどうかの判断はできませんので、支援金事務局に、ご確認ください。

【事前確認及び提出書類の簡略化】

一度、一時支援金・月次支援金に関する事前確認を受けて受給すれば、二回目以降の申請では、事前確認を受ける必要はありません。また提出書類も二〇二一年の対象月の売上台帳と宣誓・同意書のみとなります。

【お問い合わせ】

▼月次支援金事務局　相談窓口　電話：〇一二〇―二一一―二四〇

会員限定 オンライン商談用会議室の貸出について（ウェブ会議可能なパソコン付）

「オンライン商談がしたいけど、パソコンがない。」「ウェブ会議を経験して、今後の事業に活かしたい！」とお困りの会員事業所様はいらっしゃいませんか？

橋本商工会議所では、ウェブツールを使って、商談してみたいけど、設備が整っていない・やり方がよくわからないというような方に使っていただけるように、オンライン商談用会議室の貸出を行っております。

会員様限定で、無料でお使いいただけますので、お気軽にご利用ください。

ご利用を希望される方は、電話もしくはＦＡＸにて、当所まで、お部屋の空き状況をお問い合わせください。

当所より空き状況を照会し、折り返し、ご連絡させていただきます。

予約時には、事業所名・担当者名・電話番号・ＦＡＸ番号・ご利用希望時間をお伝えください。

●ご利用時間

平日　十時～十六時（土・日・祝日除く）

※部屋の空き状況によって、ご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●お問い合わせ

橋本商工会議所

電話：三二―〇〇〇四

ＦＡＸ：三三―三三二六

和歌山県 コロナウイルス感染拡大による事業者向け支援策

和歌山県では、新たに左記のコロナウイルス感染拡大による事業者向け支援策が実施されます。

①飲食・宿泊・サービス業等支援金

▼コロナウイルス「第四波」の影響により、四月、五月又は六月の売上が対前年比又は、対前々年比三〇％以上減少した事業者の事業継続に向け支援金を従業員規模に応じて支給。

【支給額　十五万円～六〇万円】

②飲食店感染拡大防止対策補助金

▼県内飲食店に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた県の飲食店認証制度取得にかかる設備等の店舗環境整備に必要な経費を助成。

【補助上限　三〇万円、補助率三／四】

③宿泊事業者事業継続支援

▼人流抑制の影響により、経済活動への影響が生じることを踏まえ国の「地域観光事業支援」を活用し、宿泊事業者が行う事業継続のためのポストコロナへの対応など前向きな取組を支援。

【補助上限　施設規模に応じ三〇〇万円～七五〇万円、補助率三／四（国：一／二、県：一／四）】

④教育訓練の推進

▼国の雇用調整助成金の特例措置の延長に合わせ、従業員の職業能力の向上を図る事業者に対し、引き続き雇用調整助成金の教育訓練加算への上乗せを実施。

【助成金　三，〇〇〇円（一人、一日）】

橋本商工会議所では色々なご相談を受け付けております

法律　完全予約制　当所顧問弁護士による各種法律に関するご相談

（ご希望の方は開催日の3営業日前までにご予約下さい）

7月10日㊏　8月14日㊏　午後 2:00 ～ 5:00　弁護士 堀江 佳史

担当弁護士はかわることがあります　当所会員以外の方は有料（1 回につき￥3,000）

税務　完全予約制　相続税、贈与税、決算記帳 など

当所平常業務日（月 - 金）午後 1:30 ～ 4:00

当所顧問税理士および当所職員

当所会員以外の方は有料（1 回につき￥3,000）

金融　㈱日本政策金融公庫相談　国民生活事業相談　第２木曜　午後1:30～4:00

※事前に商工会議所までご予約下さい

夜間経営相談 毎週火～金 午後 5:30 ～ 8:00

会場は橋本商工会館 4 階 橋本商工会議所 ☎ 0736-32-0004

事業主の退職金 小規模企業共済

個人事業主・会社等の役員の方が事業をやめられる場合に備える、「小規模企業の経営者の退職金制度」です。

＊個人事業主の共同経営者の方も、ご加入いただけます。

●一年で最高８４万円の所得控除ができます。
毎月の掛金は 1,000 円から 70,000 円の範囲内で自由に選べます。

●この制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が法律に基づいて運営しています。

独立行政法人
中小企業基盤整備機構
URL https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html

●資料請求や制度の詳細説明をご希望の際は、当商工会議所までご相談ください。

《中小機構委託団体》
橋本商工会議所 ☎ 0736-32-0004

贈答品・輸入雑貨
真心込めた贈り物
Life Design Studio 勘弥 KANYA
取り扱い
満中陰志・法事・内祝・命名・記念品
各種名入れ・タオル名入れ・トロフィ
別注商品・景品・粗品
何なりとお申し付けください
OFFICE・SHOP 合資会社 勘弥
〒648-0071 橋本市小原田 64
TEL 0736-33-4488

ホームセキュリティ
オフィスのセキュリティ
ご用命は
和歌山警備保障株式会社
本　社　TEL 073-431-2900
和歌山市出口甲賀丁 50
橋本出張所　TEL 0736-26-7101
橋本市市脇 1 丁目 3-18
田辺営業所　新宮営業所　尾鷲営業所　岩出出張所

この「商工はしもと」に広告を掲載しませんか？
お問合せは
橋本商工会議所 ☎ 0736-32-0004